

会 議 録

会議の名称	平成30年度第3回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成31年1月28日(月)午後1時30分から				
開催場所	東村山市役所 北庁舎1階 第2会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・蜂屋健次委員・石橋光明委員・渡辺みのる委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・久野稔晃委員・長谷川大地委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・中澤みどり公園課長・佐藤主任・並木主任</p> <p>●欠席者： 増田勝義委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 緑地保護区域の指定について(現地視察)</p> <p>(2) 緑地保護区域の適正管理について</p> <p>(3) 緑地保護区域の管理状況について</p> <p>(4) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 河野、並木、佐藤</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会の挨拶</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>○会長</p>					

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

前回から積み残しになっております緑地保護区域の内規の問題ですが、これに関してはチェックシートをつくるように、あるいは、内規の再検討をするようにということで事務局に検討していただきました。本日はその資料を用意していただきましたので、そちらについて議論していきたいと思っています。

前回の審議会で議論がありました緑地保護区域の新たな指定の件ですが、先日申請が取り下げられたとの報告をいただきました。この件に関しては、せっかくの機会ですので、もし申請がされていたらどのような判断をしたのかということも含めて、一度現地を見たほうがよいと思いました。本日は、初めに現地視察を行い、その後で議論を進めていきたいと思います。現地視察に際しては、お手元の資料をお持ちいただき、現地でそれぞれの印象を、あるいは判断基準も含めて記入するとより議論が進むのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

現地に行く前に、補足でご説明させていただきます。

第2回の審議会におきまして、緑地保護区域の再指定をお願いしたいとの申請があった旨をご報告させていただき、一定ご議論をいただいたところでございます。緑化審議会においてご議論いただきました内容を申請者にお伝えいたしましたところ、平成31年1月21日付で、もう一度考えさせてほしいということで申請の取り下げがありました。したがって、前回の審議会の中でご審議をお願いしておりました緑地保護区域の再指定の件はなくなりましたということでございます。

また、本日の視察場所といたしましては、会長からお話がありました取り下げになりました現地のほか、緑地保護区域の3カ所を含めた合計4カ所をご覧いただければと思います。その中の1カ所は9割減免の緑地保護区域でございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(現地視察)

#### ○会長

残念ながら全部を見ることはできませんでしたが、見ておかなければならない3カ所は見ることで、議論を行う上では重要な情報になったことかと思えます。

それでは、早速審議に入っていきたいと思えます。

初めに、事務局より資料の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

資料といたしましては、議題2の資料1となります。

前回の緑化審議会におきまして、内規の案をご提示させていただきました。この中で、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきましたことから、そのご意見を踏まえ、条例と照らし合わせながらつくりかえております。前回と違うのは、赤字で訂正している部分となります。大きく変わったところをご説明させていただきます。

3項の实地調査と審議、4項の緑地保護区域の固定資産税・都市計画税の課税の実施でございます。猶予期間につきましては、前回のご意見を踏まえ1年間とし、改善が見られない場合にはその次の年に課税するという形にしております。前回の案については緑化審議会が決めるというような言い方で書いてありましたが、あくまでも市が決めるということで、その部分を大きく変えました。変更点としては以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

前回議論があった内容に関して再検討いただいたのがこの資料です。ご意見を伺う前に、一番重要なポイントになると思うのが、緑地保護区域をどのように認識するかということです。さらに言いますと、緑地というものをどう認識するか。造園分野の一般的な緑地という言い方は、オープンスペースという言い方をします。オープンスペースというのは、樹林地、それから耕作地、草地、あとは水面です。そのようなところまでを含めたオープンなスペースということで緑地と言います。別の言い方をすると、「みどり」という言い方になるでしょう。緑地を狭く捉えると、樹林地ということになるかと思えます。

このように幅を考えたときに、ここで言う緑地保護区域をどのように認識するのか。例えば、Aという人から、家の畑と周りがある草地を緑地保護区域にしてほしいという申請が出た場合、それは該当すると考えるのかどうか。どちらかというところ、これまで東村山市がイメージしていた緑地というのは、樹林地ではないかと思えます。今回は取り下げられましたけれども、一度は申請が出てきたということでした。緑地というものをどのように捉えていくかという議論をまずは押さえておきたいと思えます。これは課税するとなったときにも、非常に重要なキーワードになると思えます。

ご意見いかがでしょうか。

○委員

緑地保護区域の定義はどのようなものですか。

○事務局

その点は明確に定めていない部分です。このような形というものはないです。

○委員

市民に聞かれたらどう答えるのでしょうか。

#### ○事務局

前回この廻田町の案件についてご報告させていただいた際にも事務局のイメージということでお話をさせていただきましたが、事務局としては、きょう初めに見たように、高木が立ち並んでいる地域を緑地保護区域と考えておりました。しかしながら、明確ではないので、2カ所目のような現場について緑地保護区域として指定してくれないかという話が出た際に、ここは違うのではないかという話はしましたけれども、明確に申請は受け付けられませんという基準はなかったというのが事実でございます。所管としては、初めにご視察いただきました多摩湖町の現場のような雑木林のイメージを持っています。

#### ○会長

これまで指定や課税ということで考えたときには、樹林地というイメージですよ。樹林地を緑地保護区域と捉える形でよろしいでしょうか。樹林地であっても、草が入っていたり分けられない場合にはそれも含めるのかもしれませんが、これまでのように樹木が立っている、1つの森林状態になっている、林の状態になっているものを緑地と考えるということでもいいでしょうか。

#### ○委員

私も緑化審に入る前から、緑地保護区域というのは樹林地しかないもので、樹林地というイメージを持っていました。きょうの現地視察や、普段の生活で市内を見たときに、樹林地ではなくても残したほうがよい緑はあるのではないかと思います。きょう2番目に見た現場でいうと、あの状態であれば指定をするのは難しいと思います。もう少しコンセプトを持って管理をしていただければ、樹林地でなくても、例えば、低木があるような空地みたいなところになるのかもしれないし、それとも、下草をもう少し整理して地域にある空間の緑の区域として残すということであれば、条例を読み返してみたのですが、第12条の「緑の保護を図るために必要があると認める時」に十分合致するのではないかなと思います。健全な住環境という面でも、隣が全部住宅よりは、その空間の中にちょっとした緑があるだけでも貴重な空間になるのではないかと思います。もう一度言いますけど、あの状態では厳しいかもしれないですけど、もう少し手を入れるか管理をするというのであれば、十分指定になり得るのではないかと思います。

私は恩多町に住んでいるのですが、恩多町3丁目に芝生の空間があります。畑でもなく林でもなく、芝生が敷いてある。今の緑地保護区域の考え方とは違うと思うのですが、恐らく地域の人からしたら重要な緑になるのではないかと思います。あの場所は緑地保護区域に指定していないと思うので、そのような場所も今後申請があれば指定するかどうか。その場所はすごく綺麗に整備されているので、十分指定できるのではないかと思います。

そういった住環境の保全という意味での緑地というものがあってもいいのではないかと。それが樹林地でなくても、緑の空間としてあれば、十分緑地保護区域として指定できるのかと思っています。

○会長

住民の環境という視点で幅広く考えていこうということですね。

○委員

今の考えはわかりますけれど、やはり定義をつけないといけないと思います。今回のことを市民の方が知ることにより、新たに緑地保護区域として指定したいという可能性も高いですね。廻田町がいい例だと思います。普通であればもう一度指定したいというのは考えづらいと思いますが、今回申請が来ています。本来の目的をもう少し明確に市民に示し、理解を求めるのが普通ではないかと思います。少しでも多く緑を残したいのは私も同じですが、やはり線引きをしないと数も読めませんし、いろいろな意味で難しくなってくると思います。緑地とは何かという議論をもう一度したほうがよいと思います。

○委員

前回の資料5の条例の施行規則には、緑地保護区域の指定の条件で3つ挙げられているのですが、これが定義かと思ったのですが違いますか。

○委員

例えば、狭山公園の広い公園を見ていただくと、広々とした芝地、植栽がされているエリア、それから植栽というよりは森、それこそ理想的に人工的につくられているところです。そのような場所もあれば、入れないような、きょう見た状態のようなところも全て含めて私は緑地だと思います。狭山公園というエリアに関しては、全てが緑地という意見に反対する人はいないと思います。それを芝地だからどうかという場合に何が問題になるのかというのは、例えば芝生の場合、生産活動に繋がる要素があるからです。庭の芝というものの延長の境目もあります。そういう部分では、線引きは必要かもしれません。

基本として緑ということに違いがないのも事実です。きょう見た中で、山の管理の仕方はいろいろな方法があるのではないかとするのはとても貴重な意見でした。そこは正直、数が少ないのであれば、ケースバイケースで対応していくべきところでもあるかな。まずは、ルールになる基準の線を設けるということです。ただ、きっちり狭めてしまうと、緑をふやすという意義から外れてしまいそうな気はします。

○会長

幅をどこまで広げるかというのは、なかなか難しい部分はあると思います。指定ということだけを考えていきますと、将来への担保性が望めるかどうかというのがありそうな気

がします。指定はしたけれど、次の年にはもう解除の申請が出てきたら困ります。担保性というのはメインではありませんが、指定するときには考えておかなければいけないと思います。

○委員

先ほど言った庭と緑地の境目は、持ち主はもちろん線引きをしていると思います。きょう2番目に見たところは、隣接地に関して多少考慮された管理は見られましたけれども、周辺住民や脇を通る人には迷惑ですよ。大雨が降った際には法面からの雨水はどうするのかというところからして周辺住民に迷惑をかけている。法律用語で言うと、個人の資産を侵害するような状態にある。これを認めるのは根本的に違うし、このようなしっかりとした要素はぜひ明記するべきだと思います。

○会長

これまで市が意識してやってきたのは、樹林があるということだと思います。先ほどおっしゃったような芝生というところまで広げるかどうかは別にしても、今までやってきたのは、ほかの市もそうですが、指定は樹林地という形です。それが30年、50年とたっている樹林地なのか、皆伐、更新の中でできたところなのかという時間的な違いはありそうですけれども、緑地というスケールは今までと同じように樹林があるという形のほうがいいですかね。

○委員

わかりやすくはなりますね。

○会長

それが何年かのうちに樹林になる。10年たてば伐採したものもしっかりとした樹林になりますから、そういうスケールを考えていくと、樹林ということ 키워ドにしてもよいという気がします。

○委員

今残っている緑地保護区域ですら存続が危ぶまれていて、市の方針としては今あるものを少しでも残すという方針で一生懸命動き出しています。今あるものをどのようにして残していくかというのを心配しなくてはいけません。

○会長

そのとおりですよ。これ以上減らさないというのは前提です。ふやしたいといってもふやすのはなかなか難しいですね。1つのベースになるのは樹林があるということ。また、将来的に樹林が形成される、それが見込めるようなものというくらいでしょうか、緑地という捉え方は。

○委員

樹林として評価し得る、木の本数とかの規定はありますか。

○会長

それは大変難しいですね。

○委員

たまたま最初に行ったところの南側の斜面に古い木があり、もし枝葉が出ていたらどちらなのだろうと思いました。でも、周辺住民にとっては理想的な環境であり、見晴らしもとてもよいです。そう考えたときに密度はどうなるのか。

○会長

空間を考えた場合にある塊ということでしょうね。もちろん質の議論もし、やはり樹木を含む樹林のある一団の塊、これは緑の保護と育成に関する条例の規則にも300平方メートル以上の面積と書いてあります。それくらいが目安として、しかもその中の核となるのが樹林であると。そのようなものを緑地と考えれば、一応大事なところは把握できるのかなという気がします。

前回の会議で話が出たチェックシートについては本日つくってきてもらいました。資料として添付されていますのでご覧ください。これを見ますと、指定番号、所有者氏名、所在地番、ほかの指定状況とあり、次からが現地調査でのチェック内容となっています。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

このチェックシートですが、市が緑地保護区域の現地に行き、チェックをすることになります。こちらに表記されているように、内容的には会長がお話したとおり、下草の手入れや樹林の密度などです。開放型・閉鎖型というのは、開放型は一般市民が自由に入れるような緑地をイメージしております。閉鎖型というのは、柵等々で囲いがあり、一般市民が入れないようなところのイメージとなります。

○会長

きょう皆さんと視察した現場について、このチェックシートの項目で現地を考えた場合に、使い勝手はどうかという議論をしていきたいと思います。

1つは、空間の問題をどう考えていくかということが残りそうな気はします。最初に見た緑地についても、管理の仕方が2通りありました。斜面のところと上のところ。意識的になさっているのだと思いますが、片方は下刈りをしている、片方はしていないと評価するのか。つまり、全体として何割くらいできていれば、下刈りをしているとするのか。それを詰めておかないといけないという感じがしました。どの場所でも均一というの

はあり得ないですね。これはこれでよいのですが、判断するときにはこんなことを考慮しながら判断するということができればいいかもしれないですね。

○委員

課長がこれをチェックするのですか。

○事務局

これは市が行います。

○委員

地権者の方はこれを見るのですか。

○事務局

あくまでも市の判断資料ということです。

○委員

よくても悪くてもコミュニケーションはなしですか。緑地保護区域に関して、意思疎通ができていないというのが私の認識で、これを使ってやればよいのかなという思いがありました。ここは私がチェックしたらこのような状況です。引き続きお願いいたしますでもよいですし、年に1回でもこれを使って地権者の方と意思疎通をしてほしいです。緑地を残してもらうことに対してぜひやってもらいたいと思います。

あと、デイキャンプ場のところは、上は大丈夫ですが、下のほうは民家に入ってしまったて落ち葉がすごいです。下のほうの斜面はもっと改善してほしいというのが近隣の要望です。これでいくと課長はどうチェックするのか。ちょっとわかりづらいというか、本当にやってほしいところがこれで改善されるのかが難しいと思いました。地権者の方に説明をしながらであれば改善の余地はあると思います。

○会長

これをそのままお見せしなくても、課税するとなった場合には、内規によって直接具体的なお話をすることになるのですね。

○事務局

会長がおっしゃるとおりです。

○会長

あくまでも市のほうでチェックする判断基準ということですね。

○事務局

そのように認識しております。

○委員

地権者がどういう管理をしているのか地権者自身に教えなければだめだと思います。皆



さん、自分はやっていると思っている。しっかりやっている人にはやっていると言わないといけないし、やっていない人にはやっていないと言うべきだと思います。課税のときだけ会話があるのではなく、普段から会話をしていないとだめです。

○委員

今の委員の話と関連するかもしれないのですが、指定している緑地一つ一つが私有地であり、所有者がどのような管理を継続していくかということは、個々に違うのではないかと思います。市が緑地に指定したからといって、このように管理をなささいという通り一遍の管理の方法なのか。個々に管理の方法が違ってよいということであれば、それが基準になると思います。指定した際に所有者と話し合いを行い、このような管理を継続してくださいという、個々の管理契約みたいなものが発生するのではないかな。その約束どおりの管理が継続されているかどうかということが、判断基準になるのではないかという気がします。

例えば下草の話にしても、綺麗に刈ってしまうから綺麗なのか、下から何メートル残した状態で高い草を刈り取ることが綺麗な管理なのかは変わってくると思います。最初に約束していれば、そのとおり管理されていますということで、この場所はよいという判断ができるのではないかと思います。根元まで綺麗に刈っていないからだめというのは判断にならないと思う。そのあたりは場所によって違ってくるのではないかな。

○会長

そうですね。状況によって幅は当然なければいけないし、1つだけが答えではないですね。

○委員

先ほど話題に出た緑地に指定するときの定義の中に、所有者との話し合いということも含めておかないと、広さだとか立木の数だとか、そういったことだけを基準にすると所有者が混乱するという気がします。

○会長

指定をするに当たっては、いろいろなことを話して、納得した上で指定するという形が前提でしょうね。

○委員

そうすると、傾斜地にあるものと平坦なところとでは管理が違うと思うので、意味があって笹を残しているとか、高地にしかない植物があるとか、その土地の性質みたいなものも書いてあったほうがより想像が付きやすいかな。これだけだとどうい土地なのかがわからないので、これを見ただけでわかるようにしたほうがよいと思います。

#### ○委員

この議論が始まったときに言ったと思うのですが、ほかの委員が言ったことを全部網羅したとしても、1枚でこれだけの量をチェックするというのは無理だと思います。A4の1枚で1カ所が限度だと思います。やはり、そこには写真が入っていたり、どういう考えを持って地権者が管理をしようとしているのかが前提条件にあり、その上でこのようなチェックをしましたというような。地権者と話し合いができたのであれば、その内容を書いてもよいと思う。大変な仕事になると思いますが、課税を審査する段階のときに必ず1カ所につき1枚くらいあるとよいかな。課税が必要だということだけを抽出しても構わないと思いますし、その判断が妥当なのかを私たちも確認しやすいと思う。後で私たちが視察に行ったときにも、こういうことなのだというのがわかると思います。

今回見に行った場所も、会長からこのような考えで管理していると思うというお話があったにしても、地権者がどのようなお考えでやっているのか。純粋に長年の経験でやっているのかどうか。どちらにしても、きちんと管理がされていけばよいのですけれど、やはり情報として記載があるほうがわかりやすいと思う。その上でチェックする形のほうがよいと思いました。

#### ○会長

所有者との関係、それから、所有者がどう考えているのかということを中心にすべきではないかというお考えだと思います。とても大切なことで、地権者がよいと思っているものを、その管理はだめですと言えるほどの強制力を持つものになるのか。どこもかしこも最初に見たような管理をしなければならなくなると、大変なことになってしまうと思います。ましてや、所有者の方は年配の方が多いとかさまざまな条件がある中で、全てを要求することは難しいことだと思います。

#### ○事務局

ただいまの内容ですが、緑地保護区域の課税に対する判断をしていただいた後に、市において地権者にヒアリングをさせていただこうと考えています。それについては、市の考えをもう一度お示しさせていただき、所有者の考えを聞こうということで動いているところです。

10年前に緑被率を出しており、来年度に緑被率の再調査を予定しているのですが、間違いなく減少していると思っています。市としての緑の保護という意味合いも含めて、緑地保護区域の所有者にヒアリングをさせていただき、こちらの考えと先方の考えを聞きながら進めていこうと思っています。その内容を、委員の皆様からご指摘いただきましたヒアリングシートではないですけれども、まとめるといったような動きもしていきたいと考

えているところでございます。

こちらのチェックシートについては、このような観点でチェックができればという案でありまして、このようにしたほうがよいというご提案がありましたら、変更していきたいと考えております。

#### ○会長

先ほどより議論があった内容は、市においてその方向で動くということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、チェックする項目の話に移ってまいります。

下草の手入れ、それから樹林密度、開放型、閉鎖型、民家への越境、ごみ投棄の状況といった項目がチェック項目になるのではないかとということでお示しいただいておりますが、いかがでしょうか。

民家への越境は、緑地保護区域としては問題ですね。これは当然確認が必要だと思います。ごみの投棄については、所有者が普段から心がけてもらうということですから、チェックすることも必要かと思ひます。それ以外の部分をどう考えていくか。先ほどから下草の手入れという部分が議論になっている。所有者の考えもありますし、地形的な面もあるということで、一概に管理の方法を決めることができない部分もあると思ひます。

それから、開放型、閉鎖型というのは、言葉の意味がわからなかったのですが、通路ということも含めて緑地内を利用できるようになっているかどうかということですね。柵で入れないようにしているのかといった状況を知ることだと思ひます。

樹林密度については、現地でもわかりにくいのかなという意見もありましたけれども、どの程度ならばよいという判断は難しいですね。現地でもお話ししましたがけれども、同じ種類の樹木がたくさんある樹林では、樹木の生きるスピード、生き方も同じなので、当然成長のよいものと悪いものとで優劣が出てきます。そうすると、その中で枯れる樹木が出てくることになり、本数が減ってくるということです。大きくなればなるほど競争の期間が長いので、本数が少なくなっていくと。

では何本くらいがよいのかという話になると、密度がたくさんあるということは枯れ木が発生しやすくなり、開放している場合には、倒木や枝が落下したりということで危険だという判断はできるかもしれません。したがって、この密度の項目は難しいかなという感じもしますが、この項目を使うとすれば、どのような状態を密度が濃いとすることが課題になってくると思ひます。

#### ○委員

最後に視察した場所のように手が入っていない状態というのは、ごみ問題もそうなので

すが、人口があまり変わらない中で都市化だけが進んでいき、目の届かない森というのは犯罪の対象になりかねないという見方もあると思います。そういう意味では、最初に見た場所というのは、とても見通しがよかったですね。最後に見たところは、シュロとアオキが多く茂っており、すごく見通しが悪いですね。このようなものを刈るだけでも全然違ってくるような気がします。周辺の住民に安心感を与える森をどうやって表現するかだと思います。密度という観点の尺度は欲しいです。

#### ○会長

日本の森林というのは4階層からできています。1番は高木の層です。これは10メートル以上です。その次の層が4メートルから7、8メートル程度の層です。その下の層が低木の層です。その下の層がシダなどの層。これが4つの層です。

雑木林というのは利用することを目的につくった林ですから、一番大切なものは高木です。10年か15年たつと伐採して薪として使う。大きくなっている間は落ち葉を集めて肥料をつくる。ほかのものは要らないのです。ですから、ある程度いろいろなものが入ってきたときには刈り、それを焚き付けに使うのです。そのような上手な利用方法があったわけです。落ち葉を掻くので草もない。高木と下には草本の層しかない。これが雑木林の利用された姿なのです。

時間が経過すると、先ほどおっしゃった昔の林に戻ろうとするので、昔あった植物が生えてくるのです。その一つがアオキです。ですから、手を入れなければアオキとか、昔、森林の中にあつた植物がどんどん生えてくる。それを管理がされていないと捉える人もいると思うのですね。アオキが出る前にはササが入ってきて、ササの時代が過ぎると、常緑が入ってくるということです。基本的には、どのタイプまでいいとするのかということなのです。シラカシは当然たくさんありますから、シラカシもどんどん入ってきます。シラカシは初め背が小さいですが、時間の経過とともに5メートルとか10メートルになっていきます。

そういう状態を緑地としてどう考えていくかというのを質の面から考えていかなければいけない部分です。空間としての大きな広がり、それから雑木林をどう管理していくかと同時に、どのようなタイプならばよいかということも判断基準に入らなければいけないだろうと思います。

先ほどの委員がおっしゃった斜面の場所は、別のタイプが考えられるだろうというのはそのとおりだと思います。斜面の場所は手を入れてしまうと土砂が流れ出すということもあり、判断が難しい面があります。基本的なことは、雑木林というのは、利用しているときには高木の層と草本の層しかなかったということです。ですから、当然見晴らしはとて

もよかったはずですが、でも、残念ながら利用しなくなってきたということもあり、手を入れる機会が減ってきているということかと思います。

チェックシートの使い方も、そのようなことを意識しながら使うと、下草の手入れというのは見方が変わってくるかもしれません。それから樹林密度も、見方としては、樹木の本数が多ければ、当然別の見方も出てくるわけですから、そういう形の見方も必要になってくるかもしれません。もう一つ感じたのは、管理状況を知ろうとする項目と、その現況を知ろうとする項目が、並列で並んで入っている感じがしました。

例えば、開放型と閉鎖型というのは、現況がどうかということですね。ところが、民家への越境という項目は管理状況の話です。そこは2つに分けたほうがいいのではないかと思います。樹林密度を残すのであれば、現況の方でしょうか。これを生かすとするれば、開放型・閉鎖型という項目や樹林密度というものは、現況がどうなっているかということですかね。管理状況に関しては、下草の手入れや民家への越境、ごみの投棄とかが管理状況を見ようということですね。2つの項目が並列に入っているので、分けたほうがいいかなと思います。

#### ○委員

民家への越境という部分の拡大解釈になると思うのですが、木の枝や根は明らかにはみ出しているのがわかるのですが、例えば枯葉や花粉です。特にクヌギ、コナラなどは、花粉の時期になると洗濯物が干せない状況になることがあります。特に花粉症とかというのではなく、日常生活で洗濯物が干せないということがあがるのです。越境ではないけれども、そこに緑地があることによって生活に影響があるという状況があるので、そういったものを隣接地から何メートルかセットバックするとか、そういうものをきめ細かくやっておかないと、管理状態がいくらよくても文句は出るのではないかと思います。

#### ○委員

そのとおりです。地権者ではない住民から苦情が出るのです。

#### ○委員

今ここで議論が出ているのは、あくまでも地権者、所有者あるいは管理者の話をしているわけですが、隣の人のご事情も考慮していく必要があるのではないかという気がします。

#### ○委員

越境は理解してもらいやすいのですが、落ち葉は地権者の方に理解してもらえないのですよね。「集めているよ。落ちるものだよ、落ち葉は」と言われると、何も言えないのです。だけれども、落ち葉が入ってくる住民の人たちは地権者にもものすごく言いたいので

す。管理していないと言いたい。

○委員

林が密集していることよりも、落ち葉が飛んでくることのほうが嫌なのです。そのところをどう案内するかですね。

○委員

以前テレビで紹介していたのが、多摩川上水に隣接していた家で、落ち葉が住民運動になってしまったそうです。要は雨どいが詰まってしまつてと。話が大きくなるとそういう話にも繋がってしまいます。私は野火止用水浴いに住んでいますが、落ち葉は用水に流している人がほとんどだと思います。または袋に入れて、ごみで出すしかないのです。袋代もばかにならないというのが住民の方の意見です。集める労力もただだからねというのが本音だと思います。

話は飛びますけれども、先ほどのヒアリングをされた内容を1枚にまとめるのが間違いであって、一件一件カルテにすべきだと思います。日にちとヒアリングの内容、住民から出てきた苦情も記録していったというのがしかるべき。それがあれば担当の異動があつても、次の方がそれを見ればわかりますよね。それから、地権者さんの考え、住民の皆さんの考え、自治会のご意見とか全部そこに集約されていけば、我々委員がかわつてもわかると思います。こういう会議の席では資料を読んでというのが大切かもしれないけれど、オンラインで確認できるのであれば、事前確認という形で問題提起された地権者の情報が確認できるのはメリットだと思います。

2番目に見たところで、土が流れている状態のものをどうするかというのは、地権者さんは素人ですからわからないですね。市がかかわって、保護地域云々の話をする前に法面をどう維持するかの指導をするのも、地権者の財産を保全する、それから周辺の住民の財産を保全する、どちらも市役所のお仕事になるのかなと思います。それを我々もこうしたほうがよいのではないかという意見が出てくれば、解決策が出てくるような気がします。あくまでも表であつて、情報の蓄積というのは重要な気がします。

○委員

近い話かもしれないけれども、隣接地という部分では安全配慮みたいな項目があつてもよいのかなと思う。前日も内規のところでは安全という言葉を入れてもらったので、最後に見に行ったところに危険シールみたいなものが張つてあつたのですが、あるとないとでは印象が違うということもあります。あとは、きょう視察した申請を取り下げられたところの法面の部分、柵が腐っていたのであの状態で大丈夫なのかと心配になりました。隣接地への配慮や安全配慮、安全管理の報告があつてもよいのかなと思いました。

○委員

所管にお聞きしたいのですが、個人の財産、土地の指導はできますか。どこまでできますか。

○事務局

市ではさまざまな所管がかかわってきます。例えば、宅地であれば環境・住宅課が対応し、農地であれば産業振興課、緑地であればみどりと公園課となります。

○委員

きょうの廻田は指導できますか。

○事務局

廻田の土地は、みどりと公園課で指定している緑地ではないですが、ほかの所管ではできるのではないかと思います。

○委員

横の通路にはみ出していましたよね。道路河川課には指導を仰げるのですよね。気になったのは、左側の斜面の下側のところに土のうが数十個詰めてありました。土砂が流れているかの証拠だと思います。それと、一番下の部分にブロックが積んでありましたね。見た感じでは歪んでいなかったですけど、危険といえれば一歩手前なのかなという印象があります。そういうことも記録として残すべきだし、指導すべきだと思います。

○会長

まず、緑地に関しては、指定するには面積の条件がもちろんある。それから指定項目としては、将来大きな林になるという幅も含めて、樹林地を含む空間、これが緑地である。これをまず1つ、緑地としては考える必要があるということ。2つ目としては、所有者の方との連携を密にとる必要がある。これに関しては市が対応するというお話でした。3つ目としては、一覧表だけではなかなか示せない内容があるので、委員から提案があるように、カルテのようにして、ここでは示し切れない情報も書いて継続的に残していけるような、あるいは、診断するときには使えるようなものにしたほうがいいのではないかとということです。

皆様のご意見を総合してみると、市の指定地に関しては市が責任を持って細かい対応をする必要があるだろうと。例えば落ち葉の問題も、市がもっときめ細かい対応を所有者にする必要があるだろうということですね。チェックの内容に関しては、先ほどありましたように安全ということ、それから落ち葉の問題、花粉の問題も、これもなかなか難しい状況ですけども、基本的には幅が持てれば、外に対する飛散の状況も少し減るかもしれませんが、なかなか難しい部分もありそうな気がします。いずれにしても、出た議論の内

容をもう少し精査していただいて、カルテにするとすれば、どのような項目を記載するかを事務局で整理してみてください。

次に、内規に関してご意見をいただいて、先ほど具体的に見てきた部分を議論していきたいと思います。資料は議題2の資料1、赤字で書いてあるものです。前回の議論を踏まえてつくってもらいました。よく作成されているなど思っていますけれども、これでいかがでしょうか。

○委員

3-3に「管理不十分」という言葉が出てきますけど、これはここで決まった管理ということでもいいのですか。

○事務局

そのとおりです。

○会長

これは現地を見てから決めるということですから。

○委員

カルテの話が出たので、どこかにカルテのようなものを作成して、それをもとに現地調査をするみたいなことを入れておいたほうが、次にまた担当がかわったときにこれを見てやればいいのかとわかると思う。記録という言葉を入れてはいかがですか。

○会長

そうですね。その辺に関しては追加ということで、事務局でお任せしていいですか。

○事務局

はい。

○会長

基本的な考えとしては、これで進めていくということでもいいですね。

次に、緑地保護区域の課税減免に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局

議題3の資料1をご覧ください。7カ所ピックアップさせていただき、写真と現地の案内をお配りしてございます。資料の指定番号28番をご覧くださいと思います。野口町にある竹林でございます。道路面に面しており、以前は竹が垂れ下がっている状況でしたが、道路境界で切り上げる対応を地権者のほうでとっていただいている状況になります。ここにつきましては、写真撮影等で伺ったときにも、以前より改善されてきているという印象を受けております。地権者の方についても、樹林地を何カ所か持っている方で、



こちらについても順次対応していくとお考えをお持ちであると伺っています。

次に、指定番号40番、こちらは本日現地を見ていただいた場所になります。こちらについては、委員からもご指摘がありました、土のうがあった等々の部分についてどう判断し、課税していくのか、減免にしていくのが問題になってくると思います。

次の指定番号41番、こちらは萩山町になるのですが、下草は刈ってあります。一部高さを残した段階で刈り込んでいる状況です。ほかのところにつきましては、ご覧いただいたようなところと、多摩湖町、廻田町の樹林地と状況は同じです。

指定番号49番及び指定番号17番につきましては、撮影をさせていただいたときに、現地で作業をされている方にお会いすることができました。お話を伺いまして、定期的に作業をされているということでした。報告としては以上です。

○会長

そうすると、28番に関しては改善が認められて、越境しているものは改善されているということですか。

○事務局

市としてはそのように判断しています。道路面に対して竹林を切り上げてありますので、道路面にもたれかかるとかということもありません。ことしはまだ降雪はないのですが、台風等でもたれかかったときに連絡をしますとすぐに対応していただけますので、十分に管理していただいているという判断です。

○会長

これまでは課税していた場所ですか。

○事務局

29年度は課税をしていました。30年度は課税しておりません。

○会長

以前この場所を見に行った覚えがあります。所有者の代が変わりがあったという話でしたね。

きょうの提案としては、40番のところを課税するという方向を考えているということによろしいですか。

○事務局

昨年度と状況は変わっていないのですが、課税したほうがいいのかどうか。実は竹林の持ち主と同じ方です、たくさん持っているので順次やっていきたいというご意向はお持ちです。やっていただける意思はあるのかなという印象を受けております。

○会長

全て課税すればいいという話ではないので、どうするかということなのですけども、見たところ大分越境して周りの方に迷惑がかかっている。葉が落ちてきているということはあるみたいですね。

○委員

私は課税すべきだと思います。1回2回ではないですから。ずっと越境しているのですよ。隣の人から言わせれば、税金払わないで人の家に飛ばして何でと思っている。私がいつも言っているのは、指導しなければいけないと言っているのはそこなのです。明らかにこれは守っていないです。

○委員

私も結論から言うと、課税したほうがいいと思います。やりたいのだけど手が回っていないという話もあったのですが、やる意思もあるということで、その意思はぜひ汲みみたいところではあります。ただ、現状として管理ができていないという状況に関しては、管理ができているところとの差別化を図る必要があるかなという部分があるので、そういう意味で、課税をし、ぜひここはきちんとやっていただきたいとお伝えする方向でやると。改善がみられた場合は28番のように、また減免という形でいいのではないかと思います。

○会長

内規にも1年間という期間も示されていますね。

○委員

私は反対です。我々の審議会は、緑地をいかに減らさないで守っていくために地権者と市が連動して意向を聞きながら進めていく、あまり厳しくなってくると面倒だからということになるといけないと思います。代がわりして順番にやる意思をお持ちのようですから、新しい内規も1年間猶予するということがあるわけだから、きょう、この内規を確定したので、それを重視していただいて1年間様子を見ると。やる意思を尊重してあげたいなと思います。

○委員

私はまた逆です。緑化審議会は、持ち主の方に対してももちろんですけど、市民に対しても同じなのです。市民に対して緑化審議会がそこまで介入すべきではない。事務的に判断するべきで、これはよくない、これは改善を要求しましょう、それでいいと思います。市民に対しても緑化審議会が、誰に対しても平等であるという接し方ですので、審議会自体がすべきではない。

○委員

内規の一番下のところに市が決定すると書いてあります。

○委員

そうなのですけれど、我々が踏み込むべきか。我々が表に出ることはないの心配は要らないのかもしれませんが、直接言われたときに我々が答えられるかです。

○会長

民家に近いところ、あれは第三者が見ても問題だと思うのですね。あそこに関しては早く手を入れてもらう必要があると思います。ということは、全てという話ではなくて、まずそこを早く対応していただかないと課税になりますという形で、1年の猶予があるということで内規になっていますので、そのところを集中的に管理してほしいと市から直接お話しいただいて、そのところだけ対応してもらえればよろしいのではないかと。斜面地を切る必要はないので、越境しているということが問題ですね。そのところを早く対応してもらおうように市から話をしてもらおうといいと思います。

○委員

納税義務という法律のもとに減免を受け、減免を受けながら守らずに猶予というのは絶対にだめです。これは市民にも示しがつかない。これはもらわないとだめですよ。

○会長

市にお願いしたのは、これをやらないと課税になりますという言い方をさせていただいて、その間に猶予を設けているからやってもらおうという形でいいのではないかとという提案のつもりだったのですが。

○委員

今までも同じような管理だったのでしょうか。

○事務局

これまでもお伝えはしてまいりました。

○委員

それでも、手が回らなくて何年間も放置されていた。

○委員

代が変わりしたのです。

○委員

でも、改善する意思はあるのですよね。

○事務局

近隣の方から苦情がありまして、審議会の前に直接2回お会いしたのですが、所有地が結構あって、順々にあそこもやる意思はあるのだけど手が回らないのだというご回答でし

た。

○委員

地権者がかわったということはすごく大きなことで、同じ家族と所有者という見立てはあるのですが、所有権が移転したということは、ある意味、他人であった可能性もあるわけです。そのくらい今回ダイナミックな経緯がこの地権者に関しては発生したということは、交渉期間が長かったことがあってもすごく大きな効果だと思います。ここからの交渉は今までの同じような時系列で考えることはできないと私は思います。同じ家族の中で相続されたにしても、所有権が別人にかわったというような認識を持ってもいいケースかもしれないですね。

○委員

私も同じ意見で、1年間の猶予を持った上でやってもらうことを我々で決めたのであれば、その基準に沿ってやるのが今後のためになるのではないかなと思います。

○会長

ただ、やはり結局手が回らないということは大変寂しいことで、金銭的にうまく動かされればということにもつながってくると思います。10%課税するといつて、その納税されたものは一般会計に入ってしまうのですよね。ですから、仮にその10%の分が管理に使えるような格好になればスムーズにいくのではないかなと思うのですが、なかなか税制の改正が難しいだろうと思います。緑化基金とかそのような形で市に入り、名目が特定できるという話になれば、第三者の立場で、本人の了解のもと作業をしてあげるといったようなシステムができればいいと思うのです。課税しますという形よりも、前向きに、積極性を持った取り組みが何かできないかな。やりたいのだけど、とにかく時間がないのだよということになると、また同じ議論をしなければいけないのですね。

○委員

最終的には市が決定することですから。とにかく、もう一度地権者さんに話をしてもらうということですかね。

○会長

ご自分の手でやっていただけるのが望ましいですね。そういうお話をぜひ進めてください。

○事務局

会っていただけないということはないので大丈夫です。

○会長

代がわりして前向きに対応してくださっている話も伺っていますので、話をちゃんと整

理すればやってくださるかもしれませんね。

極力課税はしなくて済むというのが望ましいので、そのあたりはどうしたらうまくいか考えていただいて、最終決定は市に願います。きょうもいろいろ意見が出ましたので、参考にしていただいて、決定していただければと思います。

ほかに何かございませんか。

(発言する者なし)

○会長

長時間にわたりありがとうございました。

本日は以上をもって閉会といたします。

4 閉会